



『持続化給付金』『家賃支援給付金』の申請期限が2月15日(月)まで延長

※『持続化給付金』は1月31日までに専用サイトから書類の提出期限延長を申し込む必要があります。



経済産業省は、新型コロナウイルス感染症対策として『持続化給付金』『家賃支援給付金』の申請書類提出期限を、当初の2021年1月15日から2月15日まで延長すると発表しました。手続き等をご紹介いたします。詳細等は必ず『持続化給付金』『家賃支援給付金』の専用サイトでご確認下さい。

1) 持続化給付金

書類の提出期限延長の対象となる事業者は、以下の①～③のいずれかを満たす事業者です。

- ①「2020 新規創業特例の申請に必要な収入等申立書」を申請に用いる場合
- ②「寄附金等を主な収入源とするNPO法人であることの事前確認書」を申請に用いる場合
- ③その他に申請期限に間に合わない事情がある場合

※これまでは売上対象月が12月の場合のみ、書類の提出期限延長の対象としておりましたが、売上対象月が12月以外の場合であっても、書類の提出期限延長の対象となります。

※2021年1月31日までに『持続化給付金』の専用サイトから書類の提出期限延長を申し込むことが必要です。

2) 家賃支援給付金

申請がお済みでない方は、申請書類の準備が困難であったことについて、「簡単な理由」を添付すれば、2月15日の申請期限までに申請出来ます。なお、「簡単な理由」については、書面は様式自由となっていますが、『家賃支援給付金』の専用サイトに様式例が掲載されております。

第51回中小企業問題全国研究集会 from 福島が3月13日(土)にオンライン開催

第51回中小企業問題全国交流会(略称:全研)が福島発でオンライン開催されます。東日本大震災から10年の歩みを中心に、企業存続・発展の有り方について学びあいます。同友会会員・会員企業の関係者であればどなたでも参加出来ます。申込み・問い合わせは各事務所へご連絡下さい。

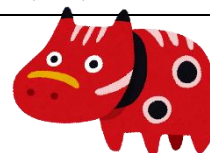
《3月13日(土) 10:30開会 / 17:30閉会》《参加費:3,000円(報告集代含む)》

【第1部】東日本大震災復興シンポジウム(記念講演)

[テーマ] 福島第一原発事故は日本人に何を問いかけたのか

～新型コロナ問題や頻発する自然災害対応へ教訓とすべきこととは～

[講師] 門田 隆将 氏 (作家、ジャーナリスト、映画「Fukushima50 (フクシマフィフティ)」原作者)



【第1部】東日本大震災復興シンポジウム(パネル討論)

東日本大震災「あれから10年」と題し、被災地(岩手・宮城・福島)の3名が登壇。現状・課題・展望を共有し、東日本大震災の教訓を確認し、直面するコロナ禍を乗り越える知恵を学びあいます。

【第2部】災害やコロナ禍の中小企業問題(テーマ別報告)

[人を生かす経営] 技術力と共存共栄の精神で「ものづくり」～互いに協力し、互いに認め合う～
(株)高瀬金型 代表取締役 高瀬 喜照 氏 (愛知同友会)

[新しい事業戦略] 新事業開発における中小企業のメリット!～同友会の学びプラス顧客の分析力～
(株)バイタルリード 代表取締役 森山 昌幸 氏 (島根同友会)

[持続可能な社会] 企業の発展は、元気に地域づくり!～条例とキャリア教育で持続地域へ～
(株)さくらトータルライフ 代表取締役 堀 弘道 氏 (福岡同友会)